

## 特約条項

乙は、本物件の売買契約につき、下記事項を確認・承諾の上、購入するものとし、本契約締結後、下記事項について、甲に対し、異議申し立て、その他費用負担、契約の解除、損害賠償等の法的請求を一切行わないものとする。

(確認事項)

- ・本物件の周辺環境、近隣関係及び本物件に係る法令に基づく制限は引渡し後に変化する場合があること。
- ・本物件東新町四丁目421番8の西側隣接地に存在する構造物（コンクリートブロック塀）に傾きがあり、その一部が本物件に越境していること。また、当該越境部分については、甲と隣接地所有者の間で取り交わした覚書の内容を乙も確認し、承継したこと。
- ・本物件敷地内2箇所にごみステーションが存在すること。また、その移動を行う場合の協議・調整等は、乙が直接自治会で行うこと。
- ・本物件北側に樹木が5本、北西側に樹木の切り株が1本存在すること。また、その処分・撤去が必要となった場合は、乙の費用負担で行うこと。
- ・本物件内境界付近に車止め（アーチ）及びコンクリート敷が複数箇所存在すること。また、その処分・撤去が必要となった場合は、乙の費用負担で行うこと。
- ・本物件の土壌汚染の状況については、調査は行っておらず、土壌汚染の有無については不明であること。万一、引渡し後に土壌汚染が判明した場合、その除却等の対策費用は乙が負担すること。
- ・本物件の地中埋設物については、その調査を行っておらず、地中埋設物の有無については不明であること。万一、引渡し後に地中埋設物の存在が判明した場合、その除却等の対策費用は乙が負担すること。
- ・本物件の地盤の状況については調査を行っておらず、地盤改良工事の必要の有無については不明であること。万一、引渡し後に地盤改良工事が必要となった場合、乙の費用負担で行い、建物を建築すること。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人（甲） 新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市

新発田市長

二階堂 馨

買受人（乙）